

平成30年由仁町議会第3回定例会 第1号

平成30年9月10日（月）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、総務文教常任委員会道内行政視察報告
 - 4、産業厚生常任委員会道内行政視察報告
 - 5、平成29年度由仁町健全化判断比率の報告
 - 6、平成29年度由仁町資金不足比率の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 平成29年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計収入支出決算の認定について
- 8 認定第 3号 平成29年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について
- 9 議案第 1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について
- 10 議案第 2号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 3号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 4号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 13 議案第 5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計資本金の額の減少について
- 14 議案第 6号 由仁神社線神楽橋架換工事請負契約の締結について
- 15 議案第 7号 教育委員会委員の任命について
- 16 会議案第1号 議員派遣について
- 17 意見書案 第1号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について
- 18 意見書案 第2号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について
- 19 意見書案 第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について

て

20 意見書案 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意
第4号 見書の提出について

21 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
	1番	羽賀直文君		2番	早坂寿博君
	3番	加藤重夫君		4番	後藤篤人君
	5番	浮田孝雄君		6番	佐藤英司君
	7番	大竹登君		8番	井村勇夫君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	川	原	田	直
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	野	島		健
員	会	事				
務	局	長				

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	山	口	明	久	君
事		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成30年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 加藤君、4番 後藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○4番（後藤篤人君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月7日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、次に町長提出案件として平成30年度各会計補正予算案4件、町立病院の欠損金計算書に係る議案1件、工事の請負契約締結案1件、平成29年度決算認定議案3件、人事案1件の計10件であります。議会提出案件として会議案1件、意見書案4件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計6件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第7号及び会議案、意見書案については単独上程といたします。認定第1号から認定第3号については一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。一般質問につきましては、1日目の10日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、10日は日程第1から日程第14まで、2日目、14日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月10日から14日までの5日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの5日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成30年度7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、3の総務文教常任委員会道内行政視察報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、4の産業厚生常任委員会道内行政視察報告をいたします。産業厚生常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、5の平成29年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成29年度由仁町健全化判断比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、6の平成29年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成29年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 平成30年第2回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、立命館慶祥高等学校との地方創生人材育成制度に関する協定についてであります。江別市にあります立命館慶祥高等学校との地方創生人材育成制度に関する協定の締結につきましては、既に新聞などでも報道されましたが、本年8月24日、町と町教育委員会、高校の3者による協定の締結を行ったところであります。立命館慶祥高等学校は、平成8年に開校、平成12年には中学校を併設し、中高一貫教育を開始したところであります。現在は、中学校に540人、高校に915人の生徒が在籍しております。本当の学力、国際的な視野を持ったグローバルな人材の育成を目指し、世界に通用する18歳を育成することを学校の目標として掲げております。連携する内容につきましては、1点目としては立命館慶祥高等学校への町長による推薦入試の実施、2点目は由仁町でのインターンシップ、3点目は由仁町での研究成果の発表、4点目は産業振興、教育、研究、文化、スポーツの振興発展、人材の育成に関することの4点でございます。今後は、相互に協力関係を構築してまいります。

第2点目は、主な農作物の生育状況についてであります。ことしは降雪も少なく、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。しかし、6月中旬から7月中旬の曇天多雨の影響により生育が停滞し、水稻については農林水産省が発表した8月15日現在の作況は北海道及び南空知で不良と見込まれており、畑作物についてもおくれが見込まれているところであります。空知農業改良普及センター空知南東部支所によります9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと、水稻につきましては平年より生育が5日程度遅く、穂数は平年よりも少ない状況となっております。また、由仁町米麦改良協会が8月30日に行った稔実調査では、作付品種などにより若干の差はありますが、総もみ数は平年を11%下回る1平方メートル当たり2万8,306粒、不稔割合は平年を下回る13.3%、稔実もみ数も平年を16%下回る見込みとなっております。秋まき小麦につきましては、登熟はやや緩慢となりましたが、穂数は平年以上となり、収穫作業は順調に終了しております。そらち南農業協同組合によりますと、細麦の影響で製品単収は昨年を下回る5.9俵となりますが、品質につきましては全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましても登熟はやや緩慢となり、細麦の影響で穂数は平年を大きく下回り、製品単収も平年を下回る3.9俵、品質については全量1等となる見込みであります。バレイショにつきましては、全体的に小玉傾向となっておりますが、生育状況、総収量も平年並みとなる見込みであります。既に収穫作業が始まりまして、共選は8月5日からの開始となったところであります。次に、てん菜であります。ほ場間での差はあるものの、草丈、葉の数、根の大きさは平年をやや上回っており、生育はほぼ平年並みとなっております。大豆につきましては、播種時期の違いにより生育むらやほ場間での差が見られ、草丈、着莢、さやのつきであります。平年を下回っております。タマネギにつきましては、なかて、おくての品種にとう立ちが見られますが、球は平年並みの状況となっており、8月の降雨の影響で収穫作業は平年よりもおくれで開始されているところであります。今月の下旬ごろから水稻の収穫作業も本格的に始まります。台風21号及び大地震の影響もあり、今後の気象状況が心配されるところであります。いずれの農作物につきましても順調に収穫が終えますことを願うところであります。

3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の由仁高校線歩道造成工事は、7月4日に着工し、現在歩道舗装工事の作業中で、進捗率は90%であり、本年10月1日に完成の予定となっております。第1太田線道路改築工事は、7月4日に着工し、現在車道路盤工事の作業中で、進捗率は65%であり、本年10月10日に完成の予定となっております。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区処理施設第2工区工事は、7月31日に着工し、現在設備機器の製作などを進めており、進捗率は5%、来年3月9日に完成の予定となっております。次に、水道事業のヤリキレナイ川改修支障水道管布設替工事は、8月8日に着工し、現在材料の手配中で、進捗率はまだ5%であります。来年3月22日に完成の予定となっております。経営体西三川地区支障水道管布設替工事は、9月5日に着工し、現在工事の準備中で、来年1月25日に完成の予定となっております。

行政報告は以上3点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成30年第2回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

まず、第1点目は、ゆめつく21ジュニア海外派遣事業についてであります。本事業につきましては、本年度はオーストラリア大陸の東海岸沿い、ゴールドコーストやグレートバリアリーフなどの近くに位置するニューサウスウェールズ州トゥイド・ヘッズ市を派遣先とし、由仁中学校2年生の男子1名、女子5名の計6名の派遣団員として、7月21日から7月30日までの10日間の日程で実施したところであります。派遣団は、当町の6名のほか、長沼町の中学生8名とむかわ町の中高一貫校8名、これに引率者である北海道オーストラリア協会の研修コーディネーター2名の計24名で構成されることになり、他町との生徒間交流も図られたところであります。当町の派遣団員については、出発前の5月から7月までの2カ月間、ALTによる英会話レッスンを初めとして、オーストラリアと日本の伝統文化や習慣の違いなどについて学習するとともに、この事業を通じて自分自身がどのように成長したいかなど個々の目標を設定するなど、積極的に事前研修に取り組んできたところであります。現地での受け入れ先となった学校、リンディスファーン・アングリカン・グラマースクールは、全校生徒が1,060名の幼小中高一貫校であります。中学1年から外国語科目として日本語とフランス語の勉強に取り組んでいる学校であることから、事前研修時から英語はもとより正しい日本語を使うことが求められていたところであります。本事業では、現地での学校生活や同じ学校へ通う生徒宅でのホームステイなどを通じて英語によるコミュニケーションの楽しさや難しさ、異国の文化や風土の違いについて直接肌で感じ、より一層理解を深めるとともに、グローバルな視点で物事を捉え、思考する一つのきっかけづくりになったものと考えております。派遣の成果につきましては、8月中旬から実施しております事後研修において報告書として取りまとめ、町広報でお知らせする予定であります。

次に、第2点目は平成30年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力調査と言われておりますこの調査は、去る4月17日に全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象として一斉に実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。小学校は、国語A、国語B、算数A、算数B、理科の5教科、中学校においても国語A、国語B、数学A、数学B、理科の5教科で、それぞれAは基礎問題、Bは応用問題となっており、理科については3年ぶりに実施されたところであります。その調査結果についてであります。まず北海道の平均正答率につきましては、小学校、中学校10教科中、中学国語A、中学理科で全国平均を上回り、中学国語Bは全国と同じでしたが、ほかの7教科は全国平均を下回りました。前年度と比べた全国の平均正答率との差は、2教科で縮まった一方で3教科につきましては全国との差が広がっている状況が見られたところであります。次に、当町の調査結果についてであります。小学校につきましては、5教科全てで全国平均を下回りましたが、前年度との対比では国語A、算数A、Bの3教科において全国との差が縮まっております。一方、中学校につきましては、全教科において全道及び全国平均を上回る結果となっております。教育委員会といたしましては、各学校における調査結果の詳細な分析に基づいた子供たち一人一人に確かな学力を身につけさせるための実効性の高い取り組みを進め、学力向上に向けた改善策を講じていただくよう指導していきたいと考えております。

教育行政報告は以上2点でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、4名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○3番（加藤重夫君） コミュニティ・スクールについて教育長にお伺いします。

社会全体で子供を育むため、学校評議員制度を発展させた学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールが法律により努力義務化され、広がりを見せております。この制度は、1、校長が作成する学校運営基本方針を承認すること、2、学校運営について教育委員会、校長に意見を述べること、3、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることの3つの主な機能を有しています。この制度を活用し、学校は地域に開かれた学校から一歩踏み出し、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校運営に取り組む地域とともにある学校へと転換していく必要があると考えております。由仁町も平成29年度から中学校、小学校が各1校体制となり、これを機に学校がより地域に根差し、地域住民がよき学校のパートナーになることが重要であると考えますが、コミュニティ・スクールの推進についてはどのようにお考えか、教育長の見解をお伺いします。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

学校運営協議会を設置している学校、いわゆるコミュニティ・スクールは、北海道内では2割を超えて設置されている現状でございます。その導入効果は学校運営の改善や充実はもとより地域の活性化にも効果があるとされているところであります。加藤議員のご質問にありますとおり、この制度の目的は地域とともにある学校づくりを目指すものであります。当町では現状においてもボランティアの皆さんや地域の企業、農業団体など、既に多くの方々の協力により子供たちの教育活動が進められているものと考えているところでございます。ただし、学校運営協議会制度は、これまで取り組んでまいりましたことを含めまして課題や目標を組織として共有した上で、地域の皆さんが子供たちの教育に携わっていただける仕組みであります。子供たちの教育環境をより充実させていくための有効な手段であると同時に、設置された学校運営協議会を通じまして地域のさまざまな組織の連携強化がなされることは社会教育の環境整備としても効果が期待できる制度であるというふうに認識をしております。

このため、本制度の導入につきましては、先行事例等を参考にしつつ、現在検討を進めております小中一貫教育の正式導入の時期とあわせてコミュニティ・スクールを設置できますよう検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○3番（加藤重夫君） ただいまの答弁は前向きな答弁と受けとめておりますが、既に導入しています隣の栗山町に、コミュニティ・スクールについて6月5日、ちょうど3カ月前になりますけれども、局長と私、2人で栗山の教育委員会に研修に行つてまいりました。隣の栗山町は、平成28年度からこの制度を導入して、ことしで3年目になるそうです。丁寧に説明していただきまして、当初の予定時間の倍以上説明していただきました。それによりますと、ふるさと栗山に学ぶいろんな教育がありますが、キャリア教育、栗山の自然、産業、文化を学ぶことや育成会活動、地域行事、そして土曜授業も年間5回行っているそうです。コミュニティ・スクールをやったことに対して、教育の質向上にもつながったとお話をされておりました。

教育長の答弁にありましたように、道内では栗山町のほかに三笠市、東神楽町、浦幌町、寿都町、知内町、隣の安平町などでも導入をしております。この前新聞に4月1日現在で導入している学校なんかも掲載されておりました。小学校で246校、中学校で139校、高校12校等を含めて404校が導入し、全体の20.5%で、全国平均が14.7%ですから、北海道はより高い水準にあるのではないかと考えております。成果についても、学校と地域が情報を共有するようになったが91.4%、地域が学校に協力的になった、85.1%、特色ある学校づくりが進んだ、79.5%、子供の安全、安心な環境が確保された。そして、学校に対して苦情が減ったというのが43.7%ありました。最後に、

学力が向上したというのも37.4%という成果の結果が出ております。

先ほど私申し上げました教育の質向上についての取り組みについてはどのように考えているのか、教育長に再度質問したいとします。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） コミュニティ・スクールに関しまして教育の質の向上という観点から再度のご質問ということで承っておりますが、コミュニティ・スクールにつきましては既に由仁町でも設置しております学校評議員制度と機能的にちょっと違ひまして、先ほど質問にもありました校長の学校運営方針の承認だとか、教育委員会、学校に対して意見を述べられることだとか、教員の人事について意見を申し上げることができると。地域と一体となった取り組みというものでございます。特に校長の学校運営方針の承認につきましては、由仁町として義務教育段階でどのような子供に育てるという人間像、生徒像を共有することによって教育の質が向上するものと考えておりまして、先ほども申し上げましたが、小中一貫教育と相まってコミュニティ・スクールの中で地域とともに共通認識のもとで育て上げるような制度、仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○3番（加藤重夫君） 導入を目指す教育委員会とか事務局、管理職向けのガイドブックなんかもあるそうです。取り組みの事例、推進員の派遣や制度の活用の説明等も行っているようでございます。コミュニティ・スクールにかかわる地域住民は高齢者が多くて、若い世代の参加も課題になっているということでございます。学校、家庭、地域では何ができるのかなど、意見を出し合って対話する主体性を持つていくことも重要だとおっしゃってございました。北海道としても地域ぐるみで子供を応援していこうというようなことでございますので、当町もさらなる学校と地域の連携、協働になることを望みまして、私はこの質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、認定こども園の開設に向けた人材確保についてお尋ねをしたいと考えます。

幼稚園と保育園を一体的に運営する認定こども園の取り組みが当町においても実施されようとしております。道内各地の同様施設を視察しておりますが、地方の町ほど人材の確保が難しいと言われております。開設に当たり、人材確保をどのようにお考えか、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問にお答えをいたします。

認定こども園における保育、教育等の人材確保につきましては、まだ認定こども園に移行してはおりませんが、当町における保育園においては保育教諭の確保に向けた恒常的な問題は抱えておりませんが、認定こども園に移行した後に、現在言われておりますように特に都市部では悩みとなっております、保護者の皆さんが安心してお子さんを認定こども園に通わせることができるようにするため、必要な人材を確保することが課題となっているところであります。

現在当町の由仁、三川保育園に勤務している保育士につきましては、正職員が5名、嘱託職員が7名、臨時的任用職員が6名、計18名となっておりますが、認定こども園に移行するためには、これらの職員につきましては派遣制度の活用や学校法人由仁学園の任用の引き継ぎなど、引き続き保育現場での就労継続を基本に協議を進めているところであります。これまで職員一人一人の面談や説明会などを通じて本人の意向を尊重しながらの協議を進めているところでありますが、由仁学園との協議におきましても引き続き勤務を希望する全ての職員が継続して就労できるよう確認をしているところであります。認定こども園の開設予定、2020年の4月まで残り約1年半となっておりますが、今後も引き続き由仁学園や現在勤務しております職員と丁寧に話し合いを重ねながら、必要な人材の確保について努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 今答弁がありましたけれども、具体的にちょっとお聞きをします。

現在は保育園は町ですので、給与体系なんかを見ますと町職員の給与体系に当然なっていると思われまます。それが今度認定こども園の開設に移行した場合、町職員の給与体系とどの程度の格差が出るという見通しなのか、また格差がほとんどないのか。これまでの民営化によりますと、福祉現場等におきましても労働条件の格差の問題がやっぱり人材確保の上でも相当問題になっているようにも見えますので、その辺の違い等を含めて、それと現在の正職員が移行後の継続勤務のための努力をされているといいますけれども、余り格差が将来的にも生ずるとなれば、継続を進めてもこれはちょっとどうかなというような人たちが出てくると人材確保の上でも支障を来すのではないかというふうに思われまますけれども、その辺の現状と見通しについてどうお考えなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ご質問の認定こども園に移行後の町の職員の給料と向こうの職員となった場合の給料の格差については、現在まだ調査を実施しておりません。それは、現在の学園の給与はわかるのですが、認定こども園に移行した後の補助金、いわゆる歳入、それから保育料、それらを全部含めまして新たな給与体系をつくらなければなりませんので、現在その比較はやっておりません。これから学園と協議をしながら進めていくことになると思います。

あともう一つ、給与の差があるから行く、行かないというのは、当然それぞれの職員の

中に気持ちとしてはあると思います。ただ、ここは、私は移行する、しないはあくまでも本人の意思だと考えております。本人の意向を尊重したいというふうに考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 具体的な数値がもちろん保育所、幼稚園と認定こども園の運営では、両方の特色を生かした取り組みになるわけですから、例えばゼロ歳児から3歳児までは幼稚園では扱えないというものを保育では扱うことになりまして、延長保育等の問題も中には保育園の扱いのほうが長時間柔軟に扱えるという、幼稚園に比べてそういう内容もありますので、一概には言えませんけれども、きょうは出ていないものを出せと言っても出ないと思いますが、実施までにその辺の内容を精査して提出していただけるように。そうしないと、やる時はいい話なのですけれども、ほかの福祉現場の例を見て、実際に民間に移行するとかなりいろいろな問題が出てくるというケースも出てきておりますので、その辺のことは今後の実施、審査に向けた調査や報告についてはきちっとした資料を用意していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 答弁はよろしいですか。

○7番（大竹 登君） 答弁はよろしいです。後で態度を見させていただきます。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、羽賀君の発言を許します。

羽賀君

○1番（羽賀直文君） 質問の前に、先週当町を襲いました台風21号、そして続いて起きました胆振東部地震において当町でも相当の被害があったというふうに認識しております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、行政として一日も早く被災された方に被災前の平穏な日常が戻るように、そしてまた事業者の皆さんに再生産可能な、そういうような意欲が少しでも戻るようにできるだけの支援をお願いして、私の質問を始めさせていただきたいというふうに思います。

私は、体育館について質問させていただきます。昭和47年にしゅん工になった町体育館は、ことしで46年が経過しました。経年による劣化は、外観のみならず館内の至るところで見受けられます。床のゆがみや壁のしみ、一定量以上の降雨があるときは雨漏りがあると聞いています。現に利用者からは、何とかしてほしいとの要望があるとのこと。昨年度は、児童生徒から高齢者まで延べ9,000人弱の方々が健康増進、体力向上、親睦に体育館を利用しています。町では、昨年体育館の大規模改修はしないとの方針を打ち出しました。町財政が厳しい状況下にあることは認識していますが、現状のままでは利用者の安全を担保できるか疑問です。

今後体育館をどのように維持していくのか、またどうしても使用できない状況になったときにはどのように対応していくのか、教育長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 羽賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町体育館の現状についてでありますけれども、体育館アリーナ部分、管理棟部分ともに雨漏りや電気設備、暖房設備、消防設備等にふぐあいが生じておりまして、既に施設2階の小競技場の利用を禁止しているほか、雨漏りがひどい場合には臨時的な使用中止措置もとっているところでございます。老朽化が進んだ現状におきましても、気軽に利用できる体育活動の中心施設として多くの町民にご利用いただいているところでございます。

町の財政事情によりまして施設改築のめどは立っておりませんが、教育委員会といたしましては今後も可能な限り補修を行いながら運営してまいりたいというふうに考えております。なお、補修等が困難な状況となった場合につきましては、利用者の安全確保のため施設を閉鎖することもやむを得ないものと考えておりまして、その場合には小学校の体育館における学校施設開放事業の拡大措置や既存施設への利用者の分散などの検討を行い、でき得る限り町民の体育活動の場を確保できますよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○1番（羽賀直文君） ただいまの教育長の答弁、私もそれはやむを得ないような状況なのかなというふうに思います。外見を見ただけでもかなり老朽化が進んでおりますし、私もこの質問をする前に個人的に体育館のほうを見させていただきましたが、辛うじて使用に耐え得るような状況なのかなと。特に雨漏りの件については、相当の降雨量があったときにはかなりの面積で水浸しになるような状況だというふうにお聞きしましたし、そういうような状況になったときには、予約された団体の方々とか個人の方々には体育館の使用を控えるようお願いしているような状況だということもお聞きしました。確かに財政が厳しいので、なかなか大規模な改修というか、雨漏り一つにしてもできないのかなと思いますけれども、個人の家を考えても、そういう箇所を放っておくとどんどん、どんどんそういう箇所が広がって、ふぐあいが生じるのが普通の一般的な考え方かなと思いますし、もし可能なものであれば、できるだけそういう箇所を修理して町民に開放していただけたらなというふうに思います。

そういう判断は、例えば3カ月とか6カ月に専門的な方に見てもらって、ここまでは大丈夫、現状では大丈夫、もうそろそろここら辺が危ないですよという判断をどういうふうにするのか、そういう判断の時期です、私が聞きたいのは。町民の方も多分興味を持っていると思うのですが、そういうような判断をする時期をどのように設定するのか。もちろん先ほど教育長が言った設備的な問題もあると思います。ボイラーとか空調が壊れて、これにそんな大規模なお金をかけることができないから、もう利用をとめるというような事態もあるでしょうし、雨漏りがもうこれ以上手をつけられないから、ここで使用を断念するというような時期が来るのかもしれないけれども、そういうような時期の設定の仕方というのでしょうか、検査をどういうふうに行っていくのかとか、町の職員の中で

そういう検討する有資格者の方がいらっしゃるのかどうか。さらには、今回こういう大地震がありました。当然町体育館も検査はしていると思いますけれども、どのような検査をなさったのか、その辺を詳しくお聞きしたいなというふうに思いますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長

○教育長（田中宣行君） 羽賀議員の再質問にお答えいたしますけれども、総合的な検査というのはやっておりませんが、毎年消防設備だとか、そういうものについては定期的な点検を行っております。ただボイラーとかの検査は行っておりますけれども、総合的なものはやっておりません。その都度の判断によって判断していくしかないのかなというふうに思っております。いかんせん財源的なめどという部分もありますので、町長部局とよく相談して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ご質問の中で今回の地震等の災害発生時のこともございましたので、私のほうからお答えをさせていただきますが、地震発生後、私どもの建設課の職員が体育館のほうへ出向きまして、これはあくまでも目視でございますが、目視で状況等を確認したところでございます。安全性確保のために事細かな確認作業は行っていません。こんなことは適切かどうかはわかりませんが、正直なところ今それを行う余裕がないといえますか、これは金銭的な問題ではなくて、そのほかの災害復旧で日夜取り組んでいるところでございまして、実施することができないということで、目視での確認作業を終えたところでございます。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○1番（羽賀直文君） 何をどうこうという私の意見は、こういうときですからないのですけれども、やっぱり利用者の方々の安全をまず第一に考えるような運営をしていただきたいなというのと、私若いころにどの方の講演を聞いたのか、その方の名前もいつごろだったかも失念しているのですけれども、そのまちの図書館を見れば、そのまちの文化レベルがわかるとその講演者の方は言ったのですけれども、本当かなと思いつつ若いころは聞いていたのですけれども、その方の言葉を転用するなら、体育館やスポーツセンターのレベルを見れば、そのまちの健康文化というか、スポーツ文化のレベルもある程度把握で

きるような状況にあるのかなと思いますけれども、当町は幸い、施設が老朽化しても時々新聞に載るような若人の活躍が報道されています。立派な施設があるからそういう方が輩出できるとは限りませんが、町民の方々にそういう場を提供するのもやはり行政の仕事の一つだろうなと思いますので、町民の方々に安全と健康の維持の場を供給することをまずもって第一義的に考えていただいて、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 羽賀議員、どうしても体育館が使えなくなったときには、学校開放ぐらいのところで返事はよかったですか。

○1番（羽賀直文君） 先ほど教育長がおっしゃっていましたが、既存の施設に分散してと、剣道なんかは既に離れたところでやっているみたいですし、ある程度のスポーツはそういうふうにやればできるのかなとは思いますが、ただある程度年齢のいった方に夜間使いなさいと言っても、夜ならちょっと出られないという方もいるでしょうし、今の学校利用は若い奥さん方が中心に仕事終わってから集まってみたい、そういうパターンもあるでしょうし、それは多分行政のほうでというか、教育課のほうで考えていただけるのではないかと思いますけれども、もちろんソフトテニスのようにある程度の場所がなければできないものもありますでしょうから、だけれどもてんびんにかけていろいろ、ない袖は振れないのと一緒で、そこはいろいろ考えてやっていただければなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（熊林和男君） 答弁は、分散して今のところは使っていただくということでよろしいですか。

○1番（羽賀直文君） いたし方ないのではないのでしょうかと私は思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

○4番（後藤篤人君） 私は、町長並びに教育長に対して2点の質問を行いたいと思います。

初めに、交通弱者対策ということで質問いたしたいと思います。高齢者の買い物、病院などに通うのか大変だという声が大きく聞こえてまいります。町としてもバスやJRへの対応、またデマンドタクシーの充実など、交通弱者対策は行っていると考えております。しかし、交通弱者の事態の進捗はより進んでいるのではないかと考えております。町としても対策をより早くしなければならぬと考えますが、町長の見解をお伺いいたしま

す。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

町民の皆さんが自立した生活を営む上で移動手段は欠かせないものでありますが、自家用車の普及や人口減少に伴う過疎化によりまして、当町をめぐる公共交通機関を取り巻く環境は極めて厳しさを増している状況であります。当町における公共交通といたしましては、JR室蘭線と石勝線、中央バス、夕鉄バス、さらには町内の移動手段としてデマンドタクシーと由仁ハイヤーがあります。いずれも朝夕の利用を中心とした学生や運転することができない高齢者が通院や買い物のために利用しておりますが、利用者の減少に伴い年々減便の傾向にあり、負のスパイラルからなかなか抜け出すことができないという現状であります。

JR室蘭線につきましては、既に新聞報道でご承知だと思っておりますが、この路線を維持するために現在岩見沢市、栗山町、苫小牧市、安平町の沿線の5市町と北海道で協議会の設立に向けた準備を進めているところであります。また、中央バスに対しましても、岩見沢市、栗山町、長沼町の路線沿線市町と協調してバス運行に関する経費を補助しているところであります。デマンドタクシーにつきましては、本年4月から運行区域を拡大し、さらにJRや中央バスなどの公共交通運行にも配慮した上で運行便数の見直しも行い、持続可能な運行形態の改善を行ったところであります。今後におきましても、地域の現状を認識し、問題点や課題の整理を進めてまいりまして、交通弱者に向けた公共交通の対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 私はかねてから心配している事態があつて、2日ほど前に三川の商店が閉鎖いたしました。川端も1軒しかお店がありません。由仁町に至っては、これだけの人口を抱えながら2軒しかない。今現在三川は2店舗ありますけれども、1店については立地がまずく、町外れにあるということで、ちょうど中心街にある商店が閉鎖ということで今事態が進捗しております。こんな中で三川の町を考えますと、これから何らかの交通弱者の対策を打っていかないと、三川市街だけではなくて、三川の周辺の西三川、本三川、中三川、あの辺の方の交通弱者、もう既にあそこがなくなって大変困ったという声も私どもには聞こえてまいっております。この辺については町のほうとしても事態は十分理解はされていると思うのですが、その辺に対して何か町としての対策があれば、伺いたいということでございます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 事前の通告で三川の商店の閉鎖のことはちょっとお聞きしていなかったものですから、余り詳しくお答えすることができないかもしれませんが、議員ご指摘のとおり、三川にありました商店が、全日本食品株式会社というのでしょうか、シティ

マーケットの三川店が昨年の9月から従業員6名で営業を進めておりましたが、ことしの9月8日を持って営業を終了したと。営業を終了するというところで張り紙もなされていたようではありますが、終了したというところでもあります。商工会によりますと、今のところこの店舗を継承する新しい新規の事業者の動きはないという報告をいただいているところでもあります。今後新たな店が出店するのか、しないのか、とりあえず今はその状況を見きわめなければならないと考えているところでもあります。もしこの後新たな店舗が出店しないということになれば、三川地区の住民の皆さんの意見などもお聞きしながら、商工会や三川地区にある既存のお店、さらには町内の商工業者とお話をさせていただきまして、その上で、1回目の答弁でもお答えしましたとおり、公共交通対策もあわせて進めていかなければならないと考えているところでもあります。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 私も、現在生協だとかセイコーマート等で注文伺いをしたり、移動販売とかと、そういうのもやっている事態というのは聞いておりますけれども、これはあくまでも町外の方の話で、あの程度のトラックに載るものとしては非常に物品の数が少ないと、本当に必要なものの大部分については前もって余裕があるから注文できてという話も考えないではなかったのですけれども、店の面積にはどっちにしてもかなわないという事態がこれから起きて、どの程度困った方がふえるのかということについては現在予想つかないような状態です。町としても担当課のほうで何とかその辺の把握、十分に努めて町民のニーズにこたえていくような努力をぜひともしていただきたいというふうに思っておりますので、その辺のことをお願いして第1点目の質問を終わりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の質問をいたしたいと思ひます。由仁高校線通学路の整備についてということでご質問いたします。由仁商業高校が由仁中学校として利用されるようになり、それに伴い、町道由仁高校線を通学路として整備が行われてきたところでもあります。しかし、道道札夕線のガード下とその先の道道札夕線の土どめ補強のために狭くなった部分は急カーブと交差点があり、道路状況は通学路とするには危険な状況と考えております。この状況の対応をどのようにされるの、町長並びに教育長の見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

児童生徒が安全に安心して通学できるよう、通学路の安全対策を推進していくということは極めて重要なことだというふうに認識をしております。通学路の安全対策につきましては、国・道の道路管理者や警察、PTA、町の関係部署との連携により、由仁町通学路交通安全プログラムを策定いたしまして、由仁高校線に対しましては歩道や防犯灯を設置するなど、子供たちが安全に通学できるよう対策を講じたところでございます。なお、通学路の指定につきましては、交通量や防犯上のほか、学校までの最短での通学距離を考慮しながら指定している状況でございます。

ご指摘のありました由仁高校線の通学路における当該箇所につきましては、交通量は少ない状況にはございますけれども、道路幅の狭さや見通しの悪さから、教育委員会及び中学校では危険箇所として認識しておりまして、学校においては危険箇所に係る啓発や注意喚起を促しながら交通安全に係る指導を行っているところでございます。今後も関係機関や学校、PTAとの連携により交通安全指導の徹底を図り、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 教育長のほうから安全対策、児童生徒に向けた指導の点からご質問にお答えをさせていただきました。

私のほうから主にハードのほうからお話をさせていただきます。由仁高校線の歩道整備につきましては、平成23年の3月31日現在で由仁商業高校が閉校となり、同年10月12日に由仁中学校がこの高校跡地へ移転となったことから、由仁高校線が新たに中学生の通学路として指定されたところでございます。当時全国では登下校中の児童が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、当町においても関係機関と連携して緊急合同点検を実施いたしまして、通学路に指定された由仁高校線については歩道が整備されていないことから、生徒が安全に通学できるようにするために歩道の整備を進めることとしたところでございます。由仁高校線の歩道計画といたしましては、道道札幌夕張線の跨線橋の下から国道234号線までの600メートルにつきまして片側2.5メートルの歩道の整備を実施したところであります。

今回ご指摘いただきました道道札幌夕張線の跨線橋の下とその先の張り出した擁壁によりまして狭くなった道路につきましては、平成6年に道道札幌夕張線のこの擁壁が一部倒壊し、道路ののり面を安定させるために擁壁を張り出したもので、歩道を整備するためには用地確保が難しい。用地の幅がなく、用地を確保するためにはその擁壁の対面の建物補償や土地取得等の問題を抱えておりますことから、早急に対応することは非常に難しい状況にあります。したがって、今後とも歩道を整備するための用地の確保に向けまして北海道に要望してまいるところでございます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 今教育長がおっしゃったように、通学路として指定している道路、これは通学路として指定している道路が交通量が少ないのは、当然私もたまに通らせてもらう道ですから十分認識しているところですけども、場合によっては多少遠回りでも通学路の変更もやむを得ないのかなという気もしているのですけれども、それについて、できましたらその辺も含めての対応を考えられているのかということをお聞きしたかった。

もう一つ、町長の答弁なのですけれども、道道が広がったおかげで町道のほうの幅が狭くなったと、そのために民地のほうの買収だとか、そういうのが間に合わなかったと。それは十分わかってはいるのですけれども、今の現状の状態を見てみると、道のほうの対応

が私は十分でないのかなど。町のほうの責任なのか、町のほうの言い方が悪いのかどうか、それはちょっとわかりませんが、今の状態ですと多分除雪した雪がほとんど民地に入ってくる。

前に私建設水道課のほうにもお話しさせていただいたのだけれども、普通の一般道路、由仁の町としては随分空き地もあるものですから、除雪した雪をそっち側に押せば十分道路の確保できるのではないですかという話をさせてもらいました。なかなかそれが進まない。何で進まないのかわからないのですけれども、今私が指摘した道道の部分については、除雪した雪は必ず民地のほうへ押しつけないとこれについては対応できないというふうに考えております。それをもしやるとすれば、通学路としての道路の指定については間違いだというふうに思わざるを得ない状況なので、その辺、申しわけないですけれども、もうちょっと突っ込んだお話をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） それでは、私どものほうで道のほうに歩道を造成するための用地の取得に向けて要望をしているし、今後も続けていくということでもあります。議員ご承知だと思いますが、ちょうどあの跨線橋の下の部分が現在整備された道路と、そして歩道と、それだけの幅員がないので、どうしても下の部分は確実に歩道をつくることはできないだろうというような状況になっておりますので、その点を含めて要望を今後とも継続して実施をしていくということでもあります。しかし、ごらんになっていただければ、恐らくあの跨線橋の強度の問題等があると思いますので、これは私素人ですので、どのような新しい構造になるのかわかりませんが、そうそう早い段階で歩道を整備するだけの用地確保というのはなかなか難しいのではないかなと思っていますところでもあります。ただ、要望しないところに実現はありませんので、これは根気強く要望していこうと思っています。

間に合わないのではないかと、子供たちの安全対策はどうなるのだということですが、これはまさに議員ご指摘のとおり、通学路の路線をかえるですとか、議員がご指摘しておりましたが、あそこの高校線自体の通行量が非常に少ない。あの高校線に面している民家は4軒であります。つまりあそこを使わなければ生活できないという町民の方は4軒しかないわけです。それであれば、子供たちの安全を確保する際に、たしか道路交通法か何かで設けられていると思うのですけれども、スクールゾーンで時間制限を設けて4軒の方以外の車両の通行は制限するというような措置も考えられるわけでもあります。ですから、そういった点も含めて、これは学校の現場、そして私どもの建設水道課、父兄の方も交えまして安全対策をどう進めるかということを考えてまいりたいと思うところがございます。

そして、除雪の雪が民地の中に入ることなのですが、私ども冬期間あその現場を見ていないものですから、お答えは的を射ていないかもしれませんが、建設水道課では除雪に際してあいている民地に極力グレーダーの押し雪を堆積させていただくということをお話をさせていただいておりますので、ぜひその民地のほうにも通学路の安全確保のために雪を堆積させていただきたいということをお話をさせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 最後なのですけれども、今町長はどっちにしてもハードなこともあったのですけれども、私は対策の一つとして交通安全協会で交差点のところに立っている方を短い時間だけだけれども、そこに配置するだとか、そういう方法も学校のほうから対策の一つとしてお願いしてみたらどうかなと私もちょっと考えておりましたので、その辺をよく踏まえましてこれからあの道路の活用に努めていただきたい。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 認定第1号ないし日程第8 認定第3号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 平成29年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計収入支出決算の認定について及び日程第8、認定第3号 平成29年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定をいたしました。

日程第6、認定第1号、日程第7、認定第2号及び日程第8、認定第3号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 平成29年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計収入支出決算の認定について、認定第3号 平成29年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号及び認定第3号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案したところであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されております。

監査委員から補充説明があれば、発言願います。

平中監査委員

○代表監査委員（平中利昌君） 平成29年度の決算審査につきましては、審査意見報告書の中で述べさせていただいております。今後につきまして、30年度以降につきましても29年度と同様かなり厳しい財政状況が続くものと認識をしております。そのため、今年度以降につきましてもちょっと私の意見を述べさせていただきたいと思っております。

財源確保のためには各種事業の精査、経費などの節減などは必然といたしまして、各種税、料、使用料の見直しなど、町民の皆様にご負担いただくことも不可避だと私は29年度の決算を終えて考えております。その際には町民の皆様への、現在も十分な情報公開はされていると考えておりますけれども、十分な周知、町民の皆様の理解を得ることが大事なことであり、その理解のもと、官民同一の意識を持った上で厳しい財政状況に対する施策、また円満な町政運営に努められることを望むところでございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 監査委員から大変貴重な意見をいただきました。私たち議会もそれを見据えながらしっかりやっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号、認定第2号及び認定第3号の取り扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く8名とし、これに付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、8名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（菊地和夫君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、羽賀直文議員、2番、早坂寿博議員、3番、加藤重夫議員、4番、後藤篤人議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、大竹登議員、9番、吉田弘幸議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に加藤君、副委員長に佐藤君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号、認定第2号及び認定第3号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時26分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では由仁神社線神楽橋架換工事及び健康元気づくり館火災報知機受信装置更新工事など、歳入では地方交付税及び繰越金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

井村君

○8番（井村勇夫君） 1点お伺いをさせていただきますけれども、18ページの5項6目11節の光熱水費なのですけれども、452万1,000円、高額なわけなのですけれども、先ほどの説明でいきますと価格の高騰によるという説明だったかなと思いますけれども、私の勘違いか、高騰したような気がしないのですけれども、これは何か月分ぐらいの光熱費をこの中で補正をしたことになるのでしょうか、説明願います。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 今の6目学校給食費の452万1,000円の追加だというふうに思いますけれども、これにつきましては何か月分というよりも、まずは電気料自体、使い始めてかなり足りなかったということと、積算の上で少し過少で積算をしていたと。

積算をすると本当はもっと多かったですけれども、その分をちょっと過少に積算した資料をもらって予算づけをしたものですから、全体で足りないということで、何カ月分とかというふうなものではなくて、もともと積算も多少漏れていたということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 井村君

○8番（井村勇夫君） ということは、光熱費の高騰によるものではなく、当初から過少で見ていたということになりますね。恐らく当初予算がどこかでゼロになると思います。当初予算が10月で切れるのか、11月で切れるのかわからないけれども、その後が不足する金額だと思います。そうなる何カ月分ということになるのではないかと思うのだけれども、一月どれぐらいかかったかということになるかもしれませんけれども、恐らくそういうことだと思いますけれども、今の予算でいきますと何月で予算が終了することになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 教育委員会のほうに説明させますので。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 当初計上しておりました電気料の状況からしますと、約5カ月の支出で、それ以降の分は不足になるという計算になっております。

（何事か言う声あり）

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 大変申しわけありません。

井村議員のご指摘はもっともでありまして、当然本来であれば1年分の電気料、これを積算をして当初予算に組み込むべきでございました。ただ、業者とのやりとりの中で全体の部分、一月の部分も本当に思っていたより使う部分、エアコンとかもいろいろ使いますので、積算をしていた以上に使っているというのは、これは事実でございます。先ほどどちらと言いましたけれども、積算部分も多少、本来であれば全部、事務所を含めて、あと調理場、いろいろな電気料を全部組み合わせて本来であれば電気料が幾らかということで組むべきだったのですけれども、実際その辺は満足に組んでいるというふうに理解をしていたのですけれども、一部漏れている部分もあったということで、今回今課長が説明していただきましたように、5カ月過ぎると電気料が払えないという状況になりますので、今回補正をさせていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。大変申しわけありません。

○議長（熊林和男君） 井村君

○8番（井村勇夫君） 予算審査のときに我々は信頼をして予算審査をさせていただいております。過剰な積算、また過少な積算ということになると町民に対しての行政サービスのあり方に大きく影響してくるわけですから、これから注意していただきたいなと思います。

○議長（熊林和男君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第2号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では汚水ポンプの修繕費用、歳入では繰越金の計上が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第3号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では総合事業に係る負担金及び平成29年度の介護給付費及び地域支援事業に係る返還金など、歳入では繰越金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 保健福祉課長
- 保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第3号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号

- 議長（熊林和男君） 日程第12、議案第4号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第4号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではスプリンクラー設置工事費の減額など、歳入では一般会計繰入金金の減額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 診療所事務長
- 町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
後藤君

○4番（後藤篤人君） スプリンクラーの関係で不採択になったという、何かその理由があれば教えていただきたいのと、スプリンクラーが今現状ではあるのか、ないのか、ちょっとわからない。ないのであれば、建築基準法上問題がないのか、その辺だけちょっとお伺いしたい。

- 議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君） 不採択の部分の原因はわかりませんが、現状のスプリンクラーにつきましては病床転換によって3階部分はスプリンクラーは設置してあります。残りの1、2階がまだありますけれども、今まで町立病院として屋内消火栓等の消防設備につきましては現状のまま残っておりますので、以前の町立病院時で運営していたときの建物から特に消防設備で取り除いているという部分はありません。全く変わらないうちで動いております。スプリンクラーの設置期限につきましては、2025年の6月30日までに設置すればいいという猶予期間がありますので、そこまでには整備していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（熊林和男君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計資本金の額の減少について、提案の理由を申し上げます。

国民健康保険由仁町立病院事業は、本年2月28日付で廃止をいたしました。これによりまして、平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計の決算は同日までの整理となり、最終の繰越欠損金について地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき、減額した資本金の額を充てて整理しようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○診療所事務長(安達 智君) 議案第5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計資本金の額の減少についての内容を説明いたします。

議案第5号資料をごらんください。先ほどの町長からの提案理由のとおり、国民健康保険由仁町立病院が病床転換により本年2月28日付で事業を廃止し、同日までの決算となりますが、決算の整理に当たり、資料に記載しております国民健康保険由仁町立病院事業欠損金処理計算書において、平成29年度の残高で資本金が1億7,051万1,828円、未処理欠損金が5,900万9,310円という状況になっております。このため、地方公営企業法の規定に基づき、この未処理欠損金と同額を資本金の額から減少させ、欠損金に充て、処分後の未処理欠損金をゼロとして国民健康保険由仁町立病院事業会計の最終の決算を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計資本金の額の減少については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第6号 由仁神社線神楽橋架換工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 由仁神社線神楽橋架換工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁神社線神楽橋架換工事につきましては、9月3日、入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第6号 由仁神社線神楽橋架換工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、平成30年度一般会計予算に措置しておりました補助道路新設改良について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁神社線神楽橋架換工事です。契約の方法は、別紙議案第6号資料の

とおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は6,426万円です。契約の相手方は、夕張郡由仁町北栄133番地、喜多村建設株式会社代表取締役、喜多村茂樹です。

この工事は、1級河川ヤリキレナイ川の改修に伴い河川の断面が広がることにより、既設の橋梁の架換が必要となったもので、工事概要につきましては施工延長35.05メートルのうち、橋長は12.46メートル、道路は22.59メートルです。施工幅員は、車道が5.5メートル、歩道が2.5メートルの8メートルです。施工の内訳は、上部工、下部工、道路工です。

なお、落札率でございますが、97.4%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は平成31年3月20日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁神社線神楽橋架換工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月11日から9月13日までを休会とし、9月14日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡をいたします。

9月14日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦勞さまでした。

◎延会 午後 2時20分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

3 番議員 加藤 重夫

4 番議員 後藤 篤人